甲州市告示第１５７号

次に掲げる書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明なため、郵便による送達等ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る書類は、甲州市役所税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年１１月２４日

甲州市長　　鈴　木　　幹　夫



１　送達をすべき書類の名称

督促状　（令和８年度　国民健康保険税第１期）

２　送達を受けるべき者の氏名

ＦＡＤＬＹ　ＳＥＴＩＡＺＩＺ

掲示期限　令和８年１２月９日まで